専任を要する者に関する覚書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

における、現場代理人及び工事現場に専任で配置する技術者については、

次のいずれにも該当しないことを証明します。

１．他の工事の現場代理人

２．他の工事において専任で配置されることになっている者

３．建設業法に定める経営業務の管理責任者

４．建設業法に定める営業所の専任技術者

５．建築士法に定める建築士事務所を管理する建築士（管理建築士）

６．宅地建物取引業法に定める専任の宅地建物取引主任者

７．その他法律により特定の事務所等において専任を要するとされている者

令和　　年　　月　　日

宇佐市長　是　永　修　治　様

　　　　　　　　　　　　　（受　注　者）

　　　　　　　　　　　　所在地

名称及び商号

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印